

北名古屋市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年11月22日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 井 上 一 男

6 北 学 第 7 9 5 号

令和6年10月31日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 井 上 一 男 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和6年10月11日付け6北監第50号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜学校教育課＞

1 【指摘事項】

ア 購入及び台帳登録の手続きについて

購入し納品が完了しているにもかかわらず、台帳に登載されていない図書備品がある学校があった。購入した図書を効果的、効率的に活用するため、他校の事例を共有し、速やかに登録する方法を検討するよう指示されたい。

イ 除籍及び廃棄の手続きについて

除籍にあたって学校長までの決裁を受けていない学校があった。長期間活用する図書備品であるという性質を鑑み、決裁を受けていない学校に対して指導されたい。

2 【措置状況】

ア 指摘事項については、他校の事例を共有し、速やかに登録するよう指示しました。

イ 指摘事項については、今後、除籍に関する決裁を受けるように指導しました。

3 【監査委員意見】

ア 台帳に記載する文言等や図書備品を廃棄する判断基準について異なる現状が見受けられたため、各学校の情報を共有し、非効率なところがあれば是正して効率的に活用できるよう取り組まれたい。

イ 貸出中の図書備品に紛失等が発生した場合は、公平性確保のため、学校ごとに差の生じない対応方法を検討されたい。

4 【措置状況】

ア 台帳の記載方法や廃棄する判断基準について、各学校の情報を共有し、効率的に活用できるように取り組みます。

イ 図書備品に紛失等が発生した場合において、学校ごとに差の生じない対応方法を検討していきます。